

大阪広域環境施設組合職員の職務倫理保持に関する要綱

制 定 平27. 4. 1

改 正 令元. 10. 1

(目的)

第1条 この要綱は、大阪広域環境施設組合職員倫理規則（平成27年規則19号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、職員が保持すべき職務倫理について定めるとともに、職員がこの要綱を順守することによって、大阪広域環境施設組合職員に対する市民の信用の失墜を防止するため、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

- 第2条 職員は、市民への対応にあたり、常日頃から新設、丁寧かつ迅速に行うことを心がけ、いやしくも粗暴な言動は厳に慎まなければならない。
- 2 職員は、円滑な業務運営を推進するため、上司、同僚、部下に対する粗暴な言動や各種ハラスメントは、決してこれを行ってはならない。
 - 3 職員は、適切に本組合の施設、物品を使用しなければならないが、故意に毀損し、私用に供し、又は不必要な私物を持ち込んで서는ならない。
 - 4 職員は、自らの担当業務の理解に努めるとともに、自らの資質の向上に努めなければならない。

(職員の身だしなみ等)

- 第3条 職員は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民が不快感、威圧感を覚えるような身だしなみをしてはならない。
- (1) 職員は、貸与された被服を正しく着用し、その品位の保持をはかるとともに、業務に伴う怪我の防止に努めなければならない。
 - (2) 職員は、市民応対時や共用スペースでは、スリッパ等を着用してはならない。ただし、上履きとしてスリッパ等の着用が認められている職場での着用を除く。
 - (3) 職員は、課長等の承認を受けた場合を除き、職務遂行中にサングラス又は偏光レンズ付きの眼鏡（以下、「サングラス等」という。）を着用してはならない。ただし、業務上必要な保護具として認められたサングラス等を着用する場合を除く。
 - (4) 職員は、金髪や過度に明るい染髪は、慎まなければならない。
 - (5) 職員は、職務を遂行するにあたり、ピアス、ネックレス、職務に支障が生じ得る指輪等のアクセサリーを外さなければならない。
- 2 前項第3号に規定する承認を受けようとする職員は、申請書（様式1）に医師の証明書を添付したうえで、課長等に申し出を行わなければならない。
- 3 前項の申し出を受けた課長等は、事業に支障が生じない限り、勤務時間のうち必要最小限度の範囲内で承認をしなければならない。

(職員の健康管理)

- 第4条 職員は、常に良好な健康状態で職務に従事するように、心身の健康管理に十分留意しなければならない。
- 2 病気、負傷等によりやむを得ず勤務ができない職員は、療養に専念し、早期回復に努めなければならない。

ない。

- 3 職員は、勤務に支障を及ぼし、又は職員としての品位を失うに至るまで飲酒、遊興等をしてはならない。特に飲酒運転は、決して行ってはならない。

(多重多額債務等)

第5条 職員は、健全な生活設計を図ることに努め、支払い能力を超えた借財を重ねるなどにより、職務に影響を及ぼすことのないようにしなければならない。

- 2 職員は、公務員としての立場を自覚し、税金その他の公的債権を滞納することのないようにしなければならない。

(指導等)

第6条 課長等は、この要綱に定める事項に違反することが生じた場合には、適切な指導を行わなければならない。

- 2 職員は、前項の指導を真摯に受け止め、是正をしなければならない。
- 3 第一項の指導を行った課長等は、指導から是正に至る経過について、指導記録を作成しなければならない。

(処分その他の措置)

第7条 この要綱に定める事項に違反することにより、次のいずれかに該当する場合は、地方公務員法その他の法令、又は懲戒処分に関する指針、分限処分等に関する指針等の関係規定に則って、厳正に対処する。

- (1) 本組合及び本組合職員の信用を失墜させた場合
- (2) 業務の円滑な遂行に支障が生じた場合
- (3) その他処分・措置等に値するとして課長等が認めた場合

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

課長・工場長 様

(氏 名)



大阪広域環境施設組合職員の職務倫理保持に関する要綱第3条で定める
サングラス等の承認について

標題について、別紙のとおり医師からの証明書を添付いたしますので、次の期間において、サングラス等の着用の承認をお願いいたします。

なお、承認を受けた場合には、勤務時間のうち必要最小限度の範囲内でのみ着用することを遵守します。

記

申請期間： 年 月 日から 年 月 日まで (ただし、上限は1年とする)